



釧路市男女平等参画推進条例施行記念講演会

「妻が僕を変えた日」

釧路市では、今年4月から釧路市男女平等参画推進条例（男女いきいき参画条例）が施行されました。

今回、条例施行を記念して、また、「男女平等参画」をより身近に感じていただくために、講演会を開催いたします。

講師は、家族、夫婦、親子の問題を独自の観点から優しく解説する大学教授 広岡守穂（ひろおか もりほ）氏です。中学の同級生と学生結婚し、5人のお子様がいらっしゃる父親そして夫としてのご自分の経験から、妻の「自分育て」を夫が支えることの大切さを痛感されたそうです。

女性だけではなく、より多くの男性の方にも講演会に足を運んでいただき、この機会に「男女平等参画」について、正しい理解と関心を持っていただきたいと思います。



講師 広岡 守穂 氏

（中央大学法学部教授 / NPO推進ネット顧問）

日時 10月15日(土) 午後2時～3時30分

会場 まなぼっと幣舞 2階多目的ホール

定員 180名

申込 10月7日(金)までに電話、ファックスまたはメールで下記問合せ先までお申し込みください。

問合せ先 釧路市市民協働推進課（TEL31-4505 / FAX23-5220 /
メール shi-shiminkyoudou@city.kushiro.hokkaido.jp）

参加無料

講演会のお知らせ

どちらも参加無料です

犯罪被害者等支援啓発事業講演会

被害者支援の原点に戻って

- 私たちが望んだ支援 私たちが受けた支援

日時 11月5日(土) 午後1時30分～

会場 交流プラザさいわい1階多目的ホール

講師 大阪教育大学付属池田小学校事件
犯罪被害者遺族 酒井 肇氏

問合せ先 釧路市市民生活課（TEL31-4590）

子ども虐待防止講演会

医療機関における子ども虐待への取り組み

日時 11月15日(火) 午前10時～正午

会場 まなぼっと幣舞2階多目的ホール

講師 函館中央病院
小児科医長 石倉 亜矢子氏

問合せ先 釧路市子ども支援課（TEL31-4204）

男女平等参画推進のための学習会 開催報告

釧路市では、7月9日(土)に日ごろから男女平等参画推進のための活動をしている団体会員の皆さんを対象にした学習会を開催しました。

弁護士でもあり、札幌市男女共同参画センター相談員、北海道立女性相談援助センター法律相談員等でも活躍されている須田布美子氏を講師に招き「女性に関わる社会的問題の解決に向けて」と題し、弁護士としての経験からくる具体的なDVや性暴力犯罪の問題、被害者の自立に関わる問題等、そして質疑応答で約2時間はあっという間に過ぎました。40名の方に参加いただきましたが、盛況のうちに終了することができました。



学習会に参加いただいた方からの声をご紹介します。

このような研修会に3年前から参加させていただいています。基本法に定められているといっても、まだまだ社会の中では女性と男性とでは、賃金や昇給といった点だけでも格差を感じることは多く、特に「女のくせに」といった風潮は男性だけでなく女性の中にもあるように思います。

今回の研修で一番印象に残ったことは、DVや性犯罪に関わる法律のところでした。どのような機関にどのように関わってもらうか。また警察に動いてもらうには仮処分ではだめなことも知りました。特に性犯罪の場合は、本人がなかなか訴えにくいことも多く、やはり周りの人々からすぐ警察や病院に行くように促すことや暴力等の傷や衣類等の状態を証拠として写真に撮っておくことなどを具体的に聞いたことはよかったですと思います。DVに関しては、経済的自立ができないことで男性からの暴力に甘んじている女性が多くなる社会が実現することを心から願います。また、このような機会があれば参加させていただき、勉強して行きたいと思います。

(伊藤 美枝さん)

平成8年、私はある研修で「男女共同参画社会やジェンダー」について学びました。

このたびの学習会で、15年前とどのように変わったのだろうと考えさせられました。憲法の下で男性も女性も意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会めざし、取り組んでいることがわかりました。いま、「育メン」という言葉があるように、自分たちが子育てしていたときと大きく変わり、父親が育児休暇を取る時代です。男性が家事、育児、教育に参加することは、女性にとっても子どもにとっても有意義なことだと思います。女性に対する暴力の問題や性犯罪に対しても、根絶に向け、状況の改善、女性の自立支援の体制へと整備されてきています。近年、さまざまな犯罪が後を絶たず、国民の誰もが被害者となる可能性があります。安心して安全に暮らせる社会の実現に向けても施策が重ねられています。

(桜井 光子さん)

釧路市では、男女平等参画相談員による「男女平等参画相談」を行っています

- ・相談時間：月～金曜日（祝日・年末年始は除く）午前8時50分～午後5時20分
- ・相談内容：男女平等参画に関する市の施策についての意見もしくは苦情
男女平等参画の推進を阻害すると認められるものについての申出
その他、男女平等参画の推進に関する相談
- ・相談場所：市役所2階 市民協働推進課・相談室

電話相談も受け付けます **男女平等参画相談電話** 0154-61-5030

